

令和7年10月15日

お知らせ

課名	総務部人事課
担当	綱島、難波
内線	2363、2366
直通	086-226-7217

通年輕装を実施します！

快適で働きやすい職場環境を整備し、職員のモチベーションアップと公務能力の向上を図るため、知事部局職員を対象に通年輕装を実施しますので、お知らせします。

記

1 開始日

令和7年11月1日

※試行期間は1年間とし、令和8年11月から本格実施

2 取組内容

- ・年間を通じてノーネクタイ・ノージャケットを可能とする。ただし、一律に輕装勤務を求めるものではない。
- ・公務員としての品位を損なわず、県民に不快感を与えないなど節度のある服装を心がける。
- ・式典・行事等で社会通念上必要と判断される場合には、ネクタイやジャケットを着用する。

※服装の目安は別紙のとおり

(別 紙)

通年輕装における服装の目安

種 別		可 否		備 考
		現行の クールビズ	通年 輕装	
1	ノーネクタイ	○	○	
2	ノージャケット	○	○	
3	半袖シャツ	○	○	
4	かりゆしシャツ	○	○	
5	ポロシャツ	○	○	
6	アロハシャツ等	○	○	
7	Tシャツ	×	△	白又は薄い色の無地であれば執務室内のみ可 イベントや事業のPR用であれば無地以外も可
8	セーター、タートルネック	—	○	
9	チノパン	○	○	
10	ジーパン	×	×	
11	ハーフパンツ	×	×	
12	スニーカー	○	○	

※上記以外の服装を一律に禁じるものではありません。

※個々の服装の可否は、TPOや業務の性質に応じ、各所属で判断します。